

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会費規程

(会 費)

第1条 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク(以下、「社労士ネット」という。)の会費については年額1万2千円とする。

2 途中加入は月割計算により会費額を決定する。なお、会費の計算期間は社労士ネットの事業年度(4～3月)に合わせることにする。

(徴収方法)

第2条 会費は年度当初に社労士ネットが指定する口座に一括で振り込むことにする。

附 則

この規程は、平成30年3月6日から施行する。